

「インターKX法人税」平成22年度税制改正対応版 概要(Ver.H22.1)

「インターKX法人税 Ver.H22.1」での対応内容をご案内します。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H21.1以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.1」のように小数点以下 2 桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

減価償却システムとの連動について

減価償却システム Ver.8.1 以降と連動が可能です。

電子申告対応プログラム（電子申告ダウンロードパックをご購入の方へ）

法人税システム（Ver.H22.1）に対応した電子申告対応版（Ver.H22.1.e1）のダウンロード公開は、電子申告応援（Ver.H22.1）と同時に 6 月中旬を予定しています。

2. 税制改正の概要

法人税システムに関係する平成 22 年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

参考) タビスランドで「平成 22 年度 税制改正の概要」を公開しています。

http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h22/index.htm

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止（別表十四(一)、別表十四(一)付表）

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度（一人オーナー会社課税制度）が廃止されました。（適用時期：平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から廃止）

2. グループ法人税制の創設

完全支配関係がある法人（100%グループ内の法人）の間の取引に係る税制について、見直しがされました。

(1) 資産の譲渡取引等に伴う損益計上時期等

内国法人（普通法人又は協同組合等）間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とされました。

適用時期：平成 22 年 10 月 1 日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡について適用

(2) 寄附金の扱い

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、

- ・寄附金を支出した法人において全額損金不算入とされました。
- ・これを受領した法人においては全額益金不算入とされました。

適用時期：平成 22 年 10 月 1 日以後に受ける受贈益の額又は支出する寄附金の額について適用

(3) 資本関連取引の取扱い

現物配当

100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、その移転する資産を帳簿価額により譲渡したものとし、譲渡損益は計上されないものとされました。この場合、源泉徴収等が行われないこととされました。

適用時期：平成 22 年 10 月 1 日以後に行う現物分配について適用

受取配当の益金不算入制度

100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除が適用されないこととされました。

適用時期：平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

株式譲渡

100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その株式の譲渡損益を計上しないこととされました。

適用時期：平成 22 年 10 月 1 日以後に生じる事由について適用

(4) 大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用制限

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に適用される次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用されないこととされました。

- ・ 軽減税率（別表一(一)）
- ・ 特定同族会社の特別税率の不適用（留保金課税制度）（別表二、別表三(一)）
- ・ 貸倒引当金の法定繰入率（別表十一(一)の二）
- ・ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（別表十五）
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付制度（別表一、別表七(一)、欠損金の繰戻しによる還付請求書）

適用時期：平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用

3. 清算所得課税の廃止

清算所得課税制度が廃止され、清算中の所得に対しては通常の所得課税が行われることとなりました。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講ずることとされました。

適用時期：平成22年10月1日以後に解散が行われる場合について適用

4. 適用期限の延長

次の制度について、適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

- (1) 中小企業投資促進税制
- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- (3) 交際費等の損金不算入制度
- (4) 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例
- (5) 試験研究費の増加額にかかる自学控除（増加額）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費にかかる税額控除（高水準型）を選択適用できる制度
- (6) 中小企業者等以外の法人の欠損金繰戻しに還付制度の不適用措置
- (7) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

3. 今回の税制改正による変更別表

平成22年度税制改正に伴うシステムの変更別表は、次のとおりです。

平成22年4月1日以後終了事業年度の法人が対象になります。

1. 変更帳表

次の帳票を変更します。

別表一(一)	別表一(二)	別表一(三)	別表二	別表三(一)
別表三(四)	別表四	別表六(二)	別表六(二の二)	別表六(三)
別表六(十四)	別表六(二十一)	別表六(二十四)	別表七(一)	別表八(一)
別表八(二)	別表十一(一)の二)	別表十四(二)	別表十六(九)	

2. 削除帳表

次の帳票を削除します。

旧別表六(六)	旧別表六(七)	旧別表六(八)	旧別表六(十)	旧別表六(十一)
旧別表六(十四)	旧別表六(十五)	旧別表六(二十一)	旧別表六(二十四)	
別表十四(一)	別表十四(一)付表	付表(特殊支配)	第六号様式(旧様式)	第七号様式(旧様式)

3. 地方税 第六号様式の税率

都道府県民税の事業税税率、法人税割税率、均等割税額を、平成22年5月1日現在確認されている税率（税額）に変更します。

4. 機能アップ等の対応内容(予定)

要望などによる機能アップや仕様変更する予定の内容は、以下のとおりです。

1. 法人基本情報

「設定1」タブに「非中小法人等」の設定項目を追加しました。期末現在の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人のうち、中小法人等に該当しない場合にチェックボックスをオンにします。

資本金(出資金)の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子会社の場合、平成22年4月1日以後開始事業年度から中小企業特例が適用されません。

次のすべての条件に該当する場合に
設定できます。

- ・法人区分が「普通法人」
- ・期末資本(出資)金額が1億円以下
- ・平成22年4月1日以後開始事業年度

その他、法人基本情報 [設定2[2]] タブの「別表一様式：OCR紙/非OCR紙」の選択項目を削除しました。フォーム印刷においても、別表一(一)、一(二)の非OCR紙は削除しました。

2. 事業所設定 市町村情報の更新

[ファイル] [事業所設定]の「市町村名」に表示する市町村情報に、平成22年5月時点の新市町村名を追加しました。

3. 第六号様式、第二十号様式 還付金融機関の銀行、支店の印字改善

第六号様式、第二十号様式の入力画面で、「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」の「銀行」「支店」を、別表一と同様に選択できるように変更しました。

別表一で「銀行」以外が選択されていた場合も、金融機関名、金融機関区分を第六号様式、第二十号様式に転記します。

4. 第六号様式別表二の三から地方税共通情報への連動

[第六号様式別表二の三]の「計 当期控除額」を、[地方税共通情報]の「還付法人税額等の控除額」に自動転記するように対応しました。

平成21年度版でのご注意

平成21年度版は、[第六号様式別表二の三]の「計 当期控除額」から[地方税共通情報]の「還付法人税額等の控除額」(白色項目)への自動転記には対応していません。

[第六号様式別表二の三]の「計 当期控除額」に金額がある場合は、[地方税共通情報]の「還付法人税額等の控除額」に入力してください。

5. システム起動時の「今回の変更点」画面の起動

システム起動時に、「今回の変更点」(機能アップ等の解説資料)を自動起動するように対応しました。

6. 電子マニュアルの対応

PDF化したマニュアルをプログラムから開くことができるように対応しました。

法人選択・登録画面に<マニュアル>ボタンを追加します。メニューバーの「ヘルプ」の右側に「マニュアル」と、ツールバーに<マニュアル>ボタンを追加します。

7. ターミナルサービス対応について

Windows Server 2003 / Windows Server 2008 のコンピューターをターミナルサーバーにして、リモートデスクトップ接続により法人税システムを利用することができるようになります。

5. モノクロ版OCR帳表（別表一）について

平成22年4月1日以後に終了する事業年度の申告から、モノクロプリンターで印刷して、税務署でOCR処理できるモノクロ版の別表一が公開されますが、今回の Ver.H22.1では、このモノクロ版 OCR 帳表の別表一の印刷は未対応とさせていただきます。

ご注意

インターKX 法人税で対応している別表一は、カラー版 OCR 帳表です。

カラー版 OCR 帳表をモノクロプリンターで印刷しても、税務署において処理できないため、提出できません。

- ・モノクロ版 OCR 帳表は、右上の「帳票コード」が異なります。
（税務署でOCR処理を行う場合には、カラー版 OCR 帳表とモノクロ版 OCR 帳表は、別々の処理を行います。）
- ・カラー版 OCR 帳表とモノクロ版 OCR 帳表では、金額等を記載する位置を示す枠の形自体が異なる等大きく異なります。